

令和 2 年

# 上尾市議会 3 月定例会議案

## 概 要

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 3 号	上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議案第 1 4 号	上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2
議案第 1 5 号	上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	3
議案第 1 6 号	上尾市老人ホーム入所判定委員会条例の制定につい て……………	4
議案第 1 7 号	上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の 制定について……………	5
議案第 1 8 号	上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定 について……………	6
議案第 1 9 号	上尾市成年後見制度利用促進審議会条例の制定につ いて……………	7
議案第 2 0 号	上尾市予防接種健康被害調査委員会条例の制定につ いて……………	8
議案第 2 1 号	上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例の制定に ついて……………	9
議案第 2 2 号	上尾市立小・中学校通学区域審議会条例の制定につ いて……………	1 0
議案第 2 3 号	上尾市職員倫理条例の制定について……………	1 1
議案第 2 4 号	上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 2 5 号	市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条 例の制定について……………	1 3
議案第 2 6 号	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	1 4
議案第 2 7 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 5

議案第 28 号	上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
議案第 29 号	上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
議案第 30 号	上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 31 号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	19
議案第 32 号	専決処分の承認を求めることについて……………	20
議案第 33 号	市道路線の認定について……………	21

議案第13号

上尾市表彰審査会条例の一部を改正する条例の制定について

(市長政策室秘書政策課)



1 提案理由	事務区長制度の見直しに伴い、上尾市表彰審査会を組織する委員の構成を改めるもの
2 内容	<p>事務区長制度の見直しに伴い、上尾市表彰審査会を組織する委員の構成を改める。</p> <p><span style="border: 1px solid black;">条例第2条第2項第2号の改正部分</span></p> <p>(委員)</p> <p>第2条 審査会は、委員8人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会の議員</p> <p>(2) <u>事務区長</u> → <u>各種団体を代表する者</u></p> <p>(3) 識見を有する者</p> <p>3～4 略</p>
3 施行期日	令和2年4月1日

<p>議案第14号</p> <p>上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について  (市民生活部市民課)</p>	
1 提案理由	<p>成年被後見人の権利の制限に係る措置を適正化するため、印鑑の登録の資格に関する規定を改めるもの</p>
2 内容	<p><b>1 印鑑の登録を受けることができない者の範囲の変更</b></p> <p>【改正前】  「15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】  「15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>」</p> <p><b>2 成年後見人の同行の義務付け</b></p> <p>成年被後見人が印鑑の登録を受けるためには、成年後見人が同行することを必要とする。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第15号

上尾市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(監査委員事務局)

1 提案理由	地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、請求又は要求に基づく監査の結果に関する報告等の期限を改めるもの
2 内容	<p><b>1 引用条項の変更に伴う規定の整理</b></p> <p>【改正前】 「第243条の2第3項」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 「第243条の2の2第3項」</p> <p><b>2 請求又は要求に基づく監査の結果に関する報告等の期限の改正</b></p> <p>【改正前】 「30日」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 「60日」</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>平成31年度から上尾市公共下水道事業会計が地方公営企業法の財務規定等を適用していることに伴う所要の規定の整備をする。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1及び2は、令和2年4月1日</li><li>・ 3は、公布の日</li></ul>

<p>議案第16号</p> <p>上尾市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部高齢介護課)</p>	
1 提案理由	<p>老人ホームへの入所等の措置の実施に関し審査及び判定を求めるため、附属機関として上尾市老人ホーム入所判定委員会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置の実施に関する事項に関し審査及び判定する。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>4人</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 本市を所管する保健所の長</p> <p>(3) 地域包括支援センターの代表者</p> <p>(4) 老人福祉施設の代表者</p> <p>※ 委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>(1) 委員長 日額7,000円</p> <p>(2) 委員 日額6,000円</p>
3 施行期日	令和2年7月1日

議案第17号

上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	認知症初期集中支援推進事業の適正な運営を図るため、附属機関として上尾市認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置するもの
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>次に掲げる事項について調査検討する。</p> <p>(1) 認知症初期集中支援チームの設置に関すること。</p> <p>(2) 認知症初期集中支援チームの活動状況に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、認知症初期集中支援チームに関し市長が必要と認めること。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>12人以内</p> <p>(1) 保健又は医療に携わる者</p> <p>(2) 介護保険に携わる者</p> <p>(3) 地域福祉に携わる者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>※ 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>(1) 委員長 日額7,000円</p> <p>(2) 委員 日額6,000円</p>
3 施行期日	令和2年7月1日



<p>議案第18号</p> <p>上尾市地域包括ケアシステム推進協議会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部高齢介護課)</p>	
1 提案理由	<p>地域包括ケアシステムの推進に関する事項を協議するため、附属機関として上尾市地域包括ケアシステム推進協議会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 在宅医療及び介護連携に関すること。</p> <p>(2) 認知症施策に関すること。</p> <p>(3) 介護予防及び生活支援サービスの体制整備に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関し市長が必要と認めること。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>15人以内</p> <p>(1) 保健又は医療に携わる者</p> <p>(2) 介護保険に携わる者</p> <p>(3) 認知症ケアに携わる者</p> <p>(4) 生活支援サービス事業に携わる者</p> <p>(5) 地域包括ケアに関する学識経験を有する者</p> <p>(6) 関係行政機関の職員</p> <p>※ 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>(1) 委員長 日額7,000円</p> <p>(2) 委員 日額6,000円</p>
3 施行期日	令和2年7月1日

議案第19号

上尾市成年後見制度利用促進審議会条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市成年後見制度利用促進審議会を設置するもの
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 成年後見等実施機関の設立等に係る支援に関すること。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し市長が必要と認めること。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>1 1人以内</p> <p>(1) 成年後見制度に関し識見を有する者</p> <p>(2) 医療又は福祉に関し識見を有する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>※ 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>委員長 日額7,000円</p> <p>委員 日額6,000円</p>
3 施行期日	令和2年7月1日

<p>議案第 20 号</p> <p>上尾市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部健康増進課)</p>	
1 提案理由	<p>市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害を調査審議するため、附属機関として上尾市予防接種健康被害調査委員会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>市が実施した予防接種によるものと疑われる健康被害について医学的見地から調査審議する。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>5 人以内</p> <p>(1) 一般社団法人上尾市医師会が推薦する医師</p> <p>(2) 本市を所管する保健所の長</p> <p>(3) 埼玉県知事が推薦する医師</p> <p>※ 委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>委員長 日額 16,000 円</p> <p>委員 日額 15,000 円</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第 2 1 号

上尾市多文化共生推進計画策定委員会条例の制定について

(市民生活部市民協働推進課)

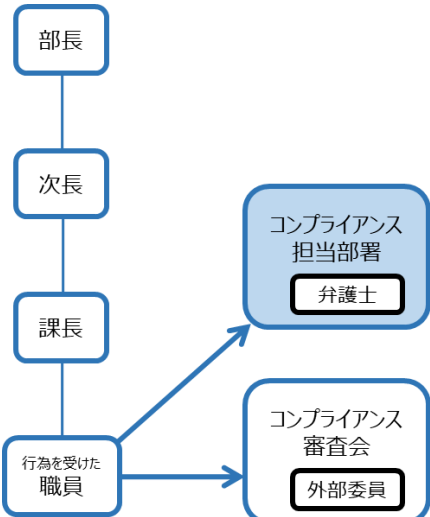
1 提案理由	上尾市多文化共生推進計画を策定するため、附属機関として上尾市多文化共生推進計画策定委員会を設置するもの
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 推進計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生事業の推進に関し市長が必要と認めること。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>10人以内</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 各種団体を代表する者</p> <p>(3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの</p> <p>※ 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>委員長 日額 7,000円</p> <p>委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和 2 年 6 月 1 日


<p>議案第 2 2 号</p> <p>上尾市立小・中学校通学区域審議会条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(学校教育部学務課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市教育委員会の諮問に応じ、上尾市立小・中学校の通学区域の編成に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市立小・中学校通学区域審議会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>上尾市立小・中学校の通学区域の編成に関し必要な事項について調査審議する。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>10人以内</p> <p>(1) 市議会の議員</p> <p>(2) 各種団体を代表する者</p> <p>(3) 識見を有する者</p> <p>※ 会長及び副会長2人は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>会長 日額7,000円</p> <p>委員 日額6,000円</p>
3 施行期日	令和2年4月1日

議案第 23 号

上尾市職員倫理条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	職員の法令遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講じ、公務に対する市民の信頼を確保するもの
2 内容	<p>コンプライアンスの保持に係る体制の強化及び外部通報制度を構築するための措置を講じる。</p> <p>本年度 6 月定例会に提出した条例案に係る審査状況や調査特別委員会からの再発防止策に係る提言を踏まえ、以下の 2 点を修正し、追加したものである。</p> <p><b>1 コンプライアンス担当部署への報告</b></p> <p>不当要求行為等を受けた職員の報告先として、特定任期付職員（弁護士）を配置する「コンプライアンス担当部署」を設定する。</p>  <p>The diagram is an organizational chart. On the left, a vertical line connects four boxes: '部長' (Chief) at the top, '次長' (Deputy Chief), '課長' (Section Chief), and '行為を受けた職員' (Staff member who received the behavior). From the '行為を受けた職員' box, two arrows point to the right. The top arrow points to a box labeled 'コンプライアンス担当部署' (Compliance Department) which contains a smaller box labeled '弁護士' (Lawyer). The bottom arrow points to a box labeled 'コンプライアンス審査会' (Compliance Review Committee) which contains a smaller box labeled '外部委員' (External Committee Member).</p> <p><b>2 要望等の記録及び報告</b></p> <p>不当要求行為等に限らず、要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為を受けた場合、職員は内容を記録し報告する。</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 1 条から第 6 条まで及び第 26 条 令和 2 年 4 月 1 日</li><li>・ 第 7 条から第 25 条まで及び附則第 2 項 規則で定める日</li></ul>

<p>議案第 2 4 号</p> <p>上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について <span style="float: right;">(総務部職員課)</span></p>	
1 提案理由	<p>職員が子育てしやすい職場環境づくりを推進するため、子の看護に係る特別休暇を取得する際の対象となる子の年齢要件を拡大するとともに、年次休暇の付与に係る規定について所要の改正を行うもの</p>
2 内容	<p><b>1 子の看護休暇の対象となる子の年齢要件の拡大</b></p> <p>【改正前】 小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 中学校就学の始期に達するまでの子</p> <p><b>2 年次休暇の付与に関する規定の整備</b></p> <p>年次休暇を付与する年度の前年度において、職員の人事交流にあたり派遣元又は派遣先の団体を退職し、引き続き年次休暇を付与する年度に新たに市の職員となった者に対し、年次休暇の繰越日数を加えて付与するために所要の改正を行う。</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第25号

市長の給料及び副市長の給料の減額支給に関する条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事における不適正な事務執行に対する管理監督責任として、市長及び副市長の給料を減額するもの
2 内容	<p><b>1 市長の給料の減額</b> 期間：3か月（令和2年4月分～6月分） 割合：100分の10</p> <p><b>2 副市長の給料の減額</b> 期間：2か月（令和2年4月分～5月分） 割合：100分の10</p>
3 施行期日	公布の日



<p>議案第 26 号</p> <p>上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉部福祉総務課)</p>	
1 提案理由	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、附属機関として上尾市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するもの</p>
2 内容	<p><b>1 所掌事務</b></p> <p>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議する。</p> <p><b>2 組織</b></p> <p>5 人以内</p> <p>医師、弁護士その他市長が必要と認める者</p> <p>※ 委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p><b>3 委員の報酬</b></p> <p>(1) 委員長 日額 7, 000 円</p> <p>(2) 委員 日額 6, 000 円</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第 27 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子ども未来部青少年課)

1 提案理由	放課後児童支援員の資格について、放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して24月を経過する日までの間に研修の修了を予定しているものを要件に加えるもの
2 内容	<p>放課後児童支援員の資格について、放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して24月を経過する日までの間に研修の修了を予定しているものを要件に加える。</p> <p><b>条例第10条第3項の改正部分</b></p> <p>【改正前】</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事<u>又は</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事<u>若しくは</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの<u>又は本市において次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事した日から起算して24月（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、24月にその月数を加えた月数）を経過する日までの間に当該研修の修了を予定しているもの</u>でなければならない。</p>
3 施行期日	令和2年4月1日

議案第28号

上尾市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	敬老祝金を贈呈する対象者と敬老祝金の額を改めるもの																												
2 内容	<p>敬老祝金を贈呈する対象者と敬老祝金の額を改める。</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="432 772 1179 958"> <tr> <td>年 齢</td> <td>75 歳</td> <td>77 歳</td> <td>88 歳</td> <td>99 歳</td> <td>100 歳～</td> </tr> <tr> <td>贈呈額 (円)</td> <td><u>5 千</u></td> <td>1 万</td> <td><u>2 万</u></td> <td><u>3 万</u></td> <td><u>5 万</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="432 1173 1422 1359"> <tr> <td>年 齢</td> <td>75 歳</td> <td>77 歳</td> <td>88 歳</td> <td>99 歳</td> <td>100 歳</td> <td>101 歳～</td> <td>最高 齢</td> </tr> <tr> <td>贈呈額 (円)</td> <td><u>0</u></td> <td>1 万</td> <td><u>1 万</u></td> <td><u>1 万</u></td> <td>5 万</td> <td><u>0</u></td> <td><u>3 万</u></td> </tr> </table>	年 齢	75 歳	77 歳	88 歳	99 歳	100 歳～	贈呈額 (円)	<u>5 千</u>	1 万	<u>2 万</u>	<u>3 万</u>	<u>5 万</u>	年 齢	75 歳	77 歳	88 歳	99 歳	100 歳	101 歳～	最高 齢	贈呈額 (円)	<u>0</u>	1 万	<u>1 万</u>	<u>1 万</u>	5 万	<u>0</u>	<u>3 万</u>
年 齢	75 歳	77 歳	88 歳	99 歳	100 歳～																								
贈呈額 (円)	<u>5 千</u>	1 万	<u>2 万</u>	<u>3 万</u>	<u>5 万</u>																								
年 齢	75 歳	77 歳	88 歳	99 歳	100 歳	101 歳～	最高 齢																						
贈呈額 (円)	<u>0</u>	1 万	<u>1 万</u>	<u>1 万</u>	5 万	<u>0</u>	<u>3 万</u>																						
3 施行期日	令和2年4月1日																												

議案第29号

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について (都市整備部道路課)

1 提案理由	道路構造令の一部改正に伴い、本市が管理する市道の構造の技術的基準に関し、自転車通行帯の設置基準を新たに定めるとともに、自転車道の設置基準を見直すもの
2 内容	<p>道路構造令の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準に関し、同令の技術的基準を参酌している本条例を次のとおり改正する。</p> <p><b>1 自転車通行帯の設置基準の新設</b></p> <p>自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、その設置基準を規定する。</p> <p>「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとする。</p> <p><b>2 自転車道の設置基準の見直し</b></p> <p>「自転車道」の設置基準として、当該道路における自動車の設計速度が「1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加する。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>上記改正に併せて所要の規定の整理をする。</p>
3 施行期日	公布の日

<p>議案第 30 号</p> <p>上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(上下水道部経営総務課)</p>	
1 提案理由	地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>引用条項が変更になったことによる規定の整理をする。</p> <p>【改正前】 「第 243 条の 2 第 8 項」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第31号

損害賠償の額を定め、和解することについて

(教育総務部図書館)

1 提案理由	(仮)新図書館複合施設建設工事(弱電設備工事)に係る工事請負契約を解除したことにより相手方に及ぼした損害の賠償額を定め、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 相手方</b></p> <p>所在地 上尾市大字小敷谷53番地6</p> <p>名称 藤電設株式会社</p> <p><b>2 和解の要旨</b></p> <p>上記相手方と平成29年8月4日に締結した(仮)新図書館複合施設建設工事(弱電設備工事)に係る工事請負契約を解除したことに関し、その損害賠償金として、相手方に対し163万9,812円を支払う。</p> <p><b>3 損害賠償金の内訳</b></p> <p>(1) 契約の締結日(平成29年8月4日)から工事の一時中止日(平成29年11月6日)までの法人経費</p> <p>(一般管理費) 140万6,794円</p> <p>(2) 印紙代の費用 3万円</p> <p>(3) 備品代等の費用 20万3,018円</p> <p>(4) (1)から(3)までの合計 163万9,812円</p>

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(教育総務部スポーツ振興課)

1 提案理由	平塚サッカー場改修工事における排水整備等の追加に伴い、緊急に当該工事に関する工事請負契約の一部を変更する契約を締結する必要性が生じ、令和 2 年 1 月 2 3 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p><b>1 変更前の契約金額</b> 2 4 6 , 6 2 0 , 0 0 0 円</p> <p><b>2 変更後の契約金額</b> 2 5 1 , 6 9 1 , 0 0 0 円</p> <p><b>3 今回変更による増額</b> 5 , 0 7 1 , 0 0 0 円</p> <p><b>4 工事の変更の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) バンガロー前面の排水整備及び舗装工事の追加</li><li>(2) 駐車場のアスファルト舗装工事の追加</li><li>(3) 見学席のシートの交換</li></ul> <p><b>5 専決処分した理由</b></p> <p>年度内完成を目指した工程を考慮すると、3 月定例会での議決を待つ時間的余裕がなかったため専決処分したもの</p>

議案第33号

市道路線の認定について

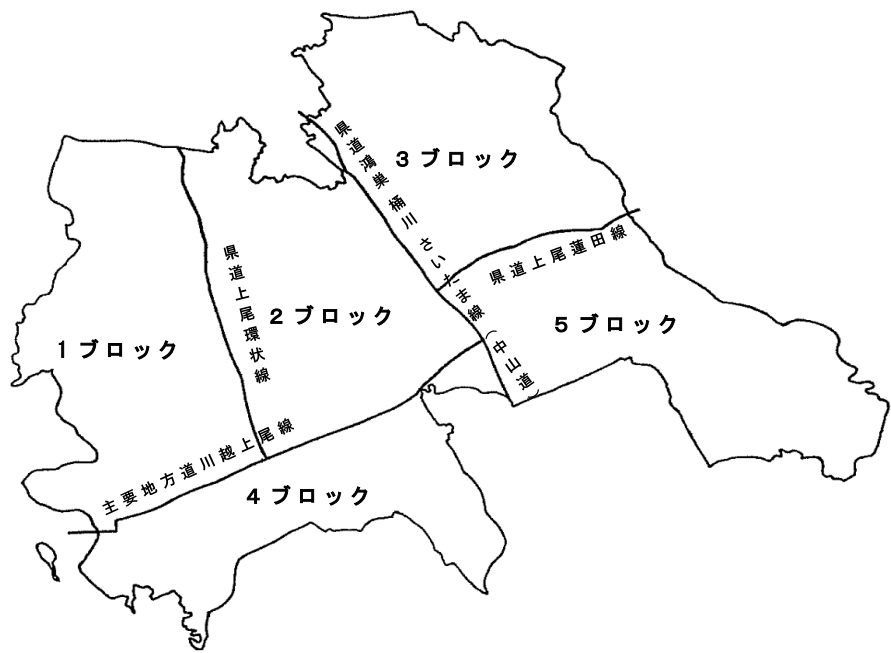
(都市整備部道路課)

1 提案理由  
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの

2 内容  
都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。

区分	路線名	路線数	延長 (m)
2ブロック	21771号線	1	64.52
	21772号線	1	37.78
	21773号線	1	58.80
計		3	161.10

市道路線ブロック区分図

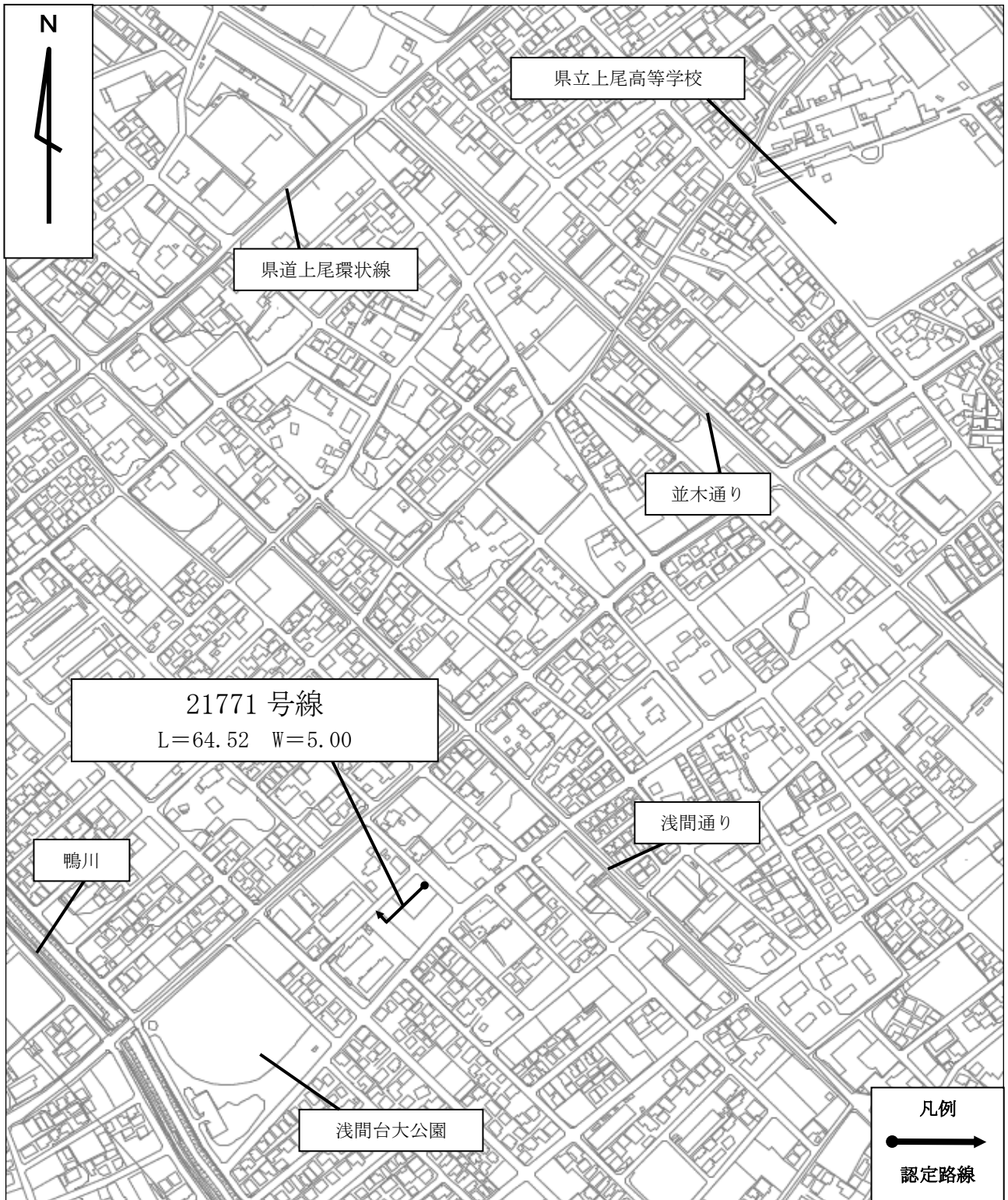




# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

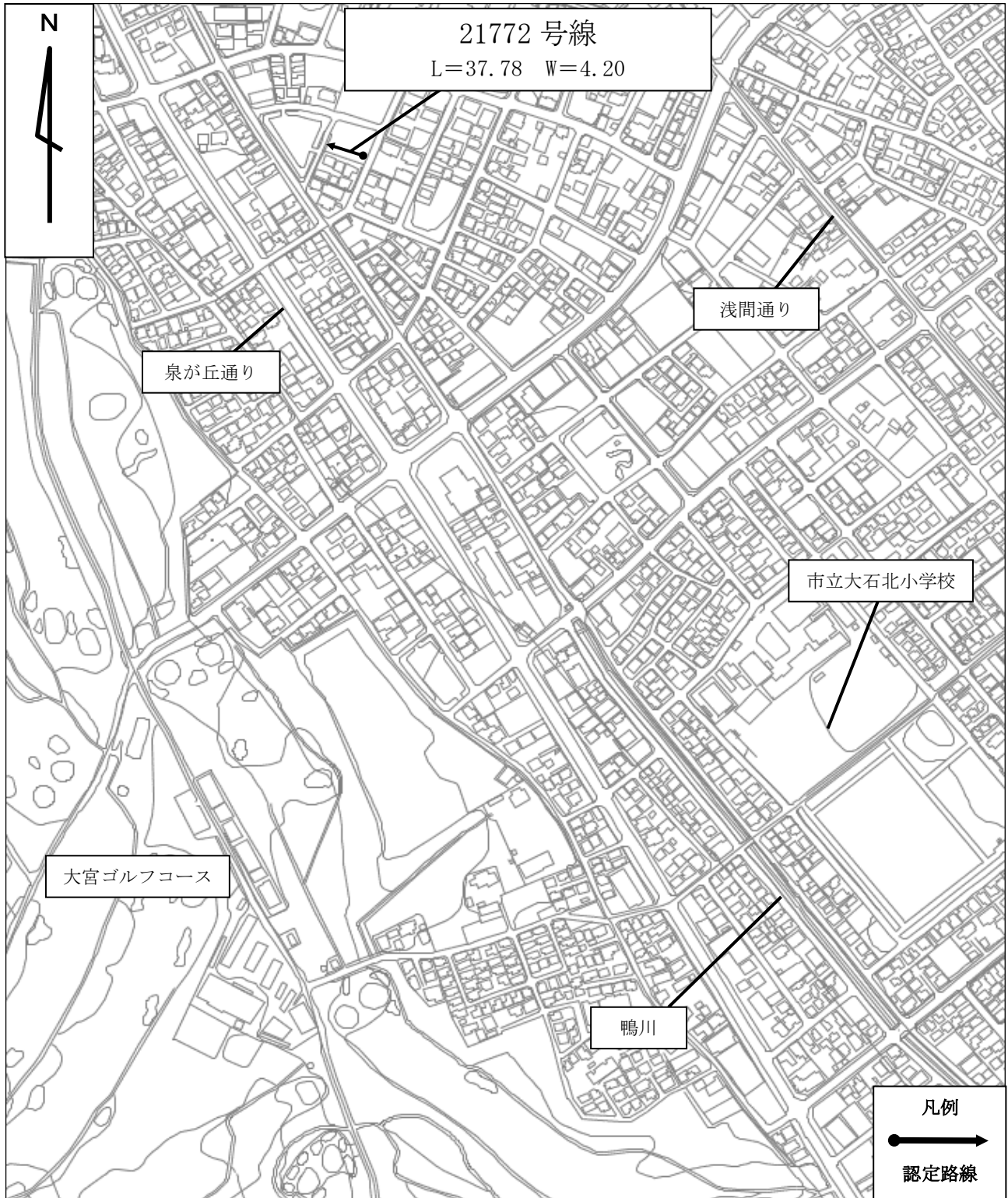
2ブロック



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック



# 認定路線図（位置図）

1 : 5,000

2ブロック

